

平成 30 年 7 月 23 日

法務省民事局総務課公証係御中

「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」への意見

日本 IT 団体連盟政策委員会
代表 政策委員長 別所直哉

「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」（以下「改正案」という）に対し、反対意見を次のように申し述べます。

反対の理由は次の 2 点にあります。

第一に、今回の改正案の実効性が乏しいことにあります。

公証人の行う「定款認証」は、内容の明確性を確保し、後日紛争になったときにその内容を確実に証明し、不正行為を防止するためであるとされています。その点「実質的支配者となるべき者が、暴力団員又は国際テロリストに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならない。」という新設条項は公証人法が予定している職務の範囲を超え、一定の事実が真正であるかどうかの事実関係の確認を公証人に担わせることとなります。

今回の改正目的が、会社が詐欺などの隠れ蓑とされることを防止し、反社会的勢力の排除や資金洗浄・テロ資金提供防止にあることに鑑みると、その確認義務は重く、実効性を担保するためには公証人個人に大きく依存する対応では足りず、組織的な対応を主とした施策とすべきものです。現実には、金融機関を中心に多くの企業が反社会的勢力との取引防止や資金洗浄等への対策のための本人確認強化に取り組んでいますが、どの企業も一人の担当者が対応しているわけではなく専任部門が社外と連携の上、様々な情報収集を重ねて行って初めて行うことができます。公証人が定款認証の際に確認を行うようになれば、人々は定款認証がされていることを信頼して取引をしているところ、実効的でない体制のまま今回の改正を行うことにより、むしろ公証人の認証に対する社会的信頼を損なう結果となるものと考えます。

第二に、日本経済再生本部の下に設置された「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」においても既に検討されているように、近い将来、定款認証はデジタル化された設立手続の中に組み入れられ自動化されて行くべき業務だと考えて

おります。実効性の乏しい公証人の業務と、社会的な要請の高い会社設立手続の簡素化を衡量した場合、会社設立を行う者に現状以上の負担を少しでもかけることは有益ではありません。

また、提案されているようなチェックこそプログラムによって対応が可能な業務の一つであり、省令の改正よりも、マイナンバーの仕組みを活用した本人認証に、反社会的勢力や資金洗浄防止のための特定者データベースを連携させることや、AIを使った情報収集システムと連携させていくシステム構築にこそ時間と予算を当てて行くことが重要ではないでしょうか。

なお、F A T F 勧告に対応するために臨時的な措置として公証人の業務を拡張する必要があるのであれば、前述のような公証人制度に対する社会的信頼維持の懸念が生じないよう、万一、認証を受けた会社が不正使用された場合には、それによって生じた損害を賠償する義務を国が負担する制度を併設すべきだと考えます。

以上、よろしくご検討ください。